

※離婚後3か月以内に出すことができます。(離婚届と同時に可)

※届書は戸籍のとおりで崩さずお書きください。

離婚の際に称して いた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)		受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
		第 号	第 号
届出をする年月日 → 令和6年3月1日届出		送付 令和 年 月 日	長印
届出する市区町村名 → 東京都西東京市長殿		第 号	
		書類調査	戸籍記載
		記載調査	附 票
		住民票	通知
(1) (よみかた) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) にしとうきょう はなこ 氏 名 西 東 京 花 子 昭和62年 7 月 10 日生		
(2) 住 所 (住民登録をして いるところ)	東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号		
(3) 本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 東京都西東京市南町五丁目 6 番地		
離婚届と同時に提出される場合は、変更前と変更後は同じ氏になります。	筆頭者の氏名	西 東 京 太 郎	
	変更前 (現在称している氏)	変更後 (離婚の際称していた氏) にしとうきょう	
(4) 氏	西 東 京	西 東 京	
(5) 離婚年月日	令和 3 年 4 月 1 日		
(6) 離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 東京都西東京市南町五丁目 1234 番地		
	筆頭者の氏名	西 東 京 花 子	
協議離婚のときは届出日 裁判離婚のときは ・審判または判決の確定日 ・調停または和解の成立日 ・請求の認諾の日			
届出人が(3)の筆頭者で同籍者がいない場合は記入しないでください。			
署名は必ず本人が自署してください。			
(8) 届 出 人 署 名 (変更前の氏名)	西 東 京 花 子		

※注意事項

届出期間は離婚から3か月以内
(3か月過ぎた場合は家庭裁判所の許可が必要です)

西東京市役所市民課戸籍係

042(464)1311(代)

連絡先	電話 090 (xxxx) △△△△
	自宅・勤務先〔 〕(携帯)

平日の日中通じる連絡先を必ずご記入ください。